

東吳大學 112 學年度碩士班研究生招生考試試題

第1頁，共2頁

系級	法律學系碩士班 A 組(公法)	考試時間	100 分鐘
科目	日文	本科總分	100 分

※一律作答於答案卷上(題上作答不予計分)；並務必標明題號，依序作答。

一、 請以平假名寫出下列漢字之「日文讀音」，並以中文「翻譯」該名詞（每題 5 分，共 50 分）

例：控訴 【 こうそ 上訴二審 】

1. 裏書
2. 振替
3. 根抵当
4. 意匠權
5. 先物取引
6. 児童手当
7. 白地手形
8. 差止請求權
9. 差押禁止財産
10. 覚醒剤取締法

二、 請將以下條文及裁判段落翻譯成中文（共 50 分）

(一) 條文翻譯

1. 日本国憲法 14 条：

「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、經濟的又は社会的關係において、差別されない。② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。③ 榮譽、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特權も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。」（10 分）

東吳大學 112 學年度碩士班研究生招生考試試題

第2頁，共2頁

系級	法律學系碩士班 A 組(公法)	考試時間	100 分鐘
科目	日文	本科總分	100 分

2. 日本国憲法 24 条：

「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」（10分）

(二) 裁判段落翻譯

1. 東京地方裁判所平成 31 年（ワ）第 3465 号判決

憲法 24 条 1 項は、異性間の婚姻について法律婚としての立法を要請しているものと解すべきものであるところ、このように婚姻を異性間のものとする社会通念の背景には、夫婦となった男女が子を産み育て、家族として共同生活を送りながら、次の世代につないでいくという古くからの人間の営みがあることは前述のとおりである。そうすると、本件諸規定が婚姻を異性間のものに限り、同性間の婚姻を認めていないことは、上記のような社会通念を前提とした憲法 24 条 1 項の法律婚制度の構築に関する要請に基づくものであって、上記区別取扱いについては合理的な根拠が存するものと認められる。（15分）

2. 札幌地方裁判所平成 31 年（ワ）第 267 号判決

異性愛者と同性愛者の違いは、人の意思によって選択・変更し得ない性的指向の差異でしかなく、いかなる性的指向を有する者であっても、享有し得る法的利益に差異はないといわなければならない。……本件規定が、異性愛者に対しては婚姻という制度を利用する機会を提供しているにもかかわらず、同性愛者に対しては、婚姻によって生じる法的効果の一部ですらもこれを享受する法的手段を提供しないとしていることは、立法府が広範な立法裁量を有することを前提としても、その裁量権の範囲を超えたものであるといわざるを得ず、本件区別取扱いは、その限度で合理的根拠を欠く差別取扱いに当たると解さざるを得ない。（15分）